プロジェクト	SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」 ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
項目	ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用

Ⅰ．本資料の目的

1. 本資料は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が 2025 年 4 月 28 日に公表した公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」（以下「ISSB の公開草案」という。）によって提案された修正のうち、次の論点に関するサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の改正の方向性を検討することを目的としている。

(1) ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用

Ⅱ．事務局による提案の要約

2. 本論点における事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

(1) ISSB の公開草案で提案されている IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）B62 項及び B63 項の修正、B62A 項から B62C 項及び B63A 項から B63C 項の追加、並びに 2025 年 9 月の ISSB ボード会議における暫定決定の内容と整合的に、次の内容で気候基準を修正・追加する。（後述の第 17 項及び第 19 項参照）

① ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために、「世界産業分類基準」（以下「GICS」という。）を用いるとの要求に代えて、気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で産業別に分類することができる産業分類システムを用いるとの要求に修正する。

② ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために用いた産業分類システムの説明及び選択した理由などの開示を追加する。

(2) 現行の気候基準 C7 項及び C8 項における、ファイナンスド・エミッションの開示に関する当面の取扱いを削除する。（後述の第 18 項参照）

(3) ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢は設けない。（後述の第 20 項参照）

(4) ISSB 基準に含まれない追加的な定めは設けない。（後述の第 21 項参照）

Ⅲ. 論点の概要

ISSB の公開草案おける提案

3. IFRS S2 号では、企業が商業銀行又は保険に関する活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報を産業別に分解するにあたり、最新の GICS を用いることが要求されているが（IFRS S2 号 B62 項及び B63 項）、GICS をこれまでに用いていない企業は、GICS を用いるためにライセンス契約を締結しなければならなくなるとの課題や、法域の法令等により GICS 以外の産業分類システムの使用が要求される場合、IFRS S2 号を適用する場合には重複した報告となる可能性があるとの課題が識別されていた。

4. ISSB の公開草案では、これらの課題への対応として、ファイナンスド・エミッションに関する情報を産業別に分解するにあたり、GICS を用いるという要求事項を修正し、救済措置を設けることが提案された。具体的には、企業のいずれかの部分について、報告日時点の融資又は投資を産業別に分類するために GICS を用いている企業のみが GICS を用いることが要求されることになり、企業のいずれの部分にも報告日時点の融資又は投資を産業別に分類するために GICS を用いていない企業は、ヒエラルキーに従い代替的な産業分類システムを用いることができることが提案された。

5. ISSB の公開草案における、本論点に関する修正案は、次のとおりである。なお、保険に関する修正案（B63 項から B63C 項）は、商業銀行に関する修正案（B62 項から B62C 項）と同様であるため、記載を省略している。

（和文は事務局による仮訳）

B62 An entity that participates in commercial banking activities shall disclose:

(a) its absolute gross financed emissions, disaggregated by Scope 1, Scope 2 and Scope 3 greenhouse gas emissions for each industry by asset class. ~~When disaggregating by:~~

~~(i) industry—the entity shall use the Global Industry Classification Standard (GICS) 6-digit industry-level code for classifying counterparties, reflecting the latest version of the classification system available at the reporting date.~~

~~(ii) asset class—the disclosure shall include loans, project finance, bonds, equity investments and undrawn loan commitments. If the entity calculates and discloses financed emissions for other asset classes, it shall include an explanation of why the inclusion of those additional asset classes provides relevant information to users of general purpose financial reports.~~

(b) its gross exposure to each industry by asset class, expressed in the presentation currency of the entity's financial statements. For:

(i) funded amounts—gross exposure shall be calculated as the funded carrying amounts (before subtracting the loss allowance, when applicable), whether prepared in accordance with IFRS Accounting Standards or other GAAP.

(ii) undrawn loan commitments—the entity shall disclose the full amount of the commitment separately from the drawn portion of loan commitments.

商業銀行活動に参加する企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 各産業について、資産クラス別に、「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンスド・エミッションの絶対総量（absolute gross）~~。ただし、次のとおりとする。~~

~~(i) 産業 — 企業は、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準」(GICS) の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に使用しなければならない。~~

~~(ii) 資産クラス — 開示には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。~~

(b) 企業の財務諸表の表示通貨で表される、資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー。ただし、次のとおりとする。

(i) 資金提供された金額 – 「IFRS会計基準」又はその他の会計基準に準拠して作成されたかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額（該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額）として計算しなければならない。

(ii) 未実行のローン・コミットメント – 企業は、実行済みのローン・コミット

メントと区別して、コミットメントの総額を開示しなければならない。

B62A When disaggregating information disclosed in accordance with paragraph B62(a)-B62(b) by:

(a) industry-the entity shall classify counterparties using an industry classification system in accordance with paragraph B62B.

(b) asset class-the disclosure shall include loans, project finance, bonds, equity investments and undrawn loan commitments. If the entity calculates and discloses financed emissions for other asset classes, it shall include an explanation of why the inclusion of those additional asset classes provides relevant information to users of general purpose financial reports.

B62 項(a)から B62 項(b)に従って開示される情報について、次のように分解しなければならない。

(a) 産業 ― 企業は、B62B 項に従い、産業分類システムを用いて相手方を分類しなければならない。

(b) 資産クラス ― 開示には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。

B62B When disaggregating by industry, the entity shall classify counterparties using one of the following industry-classification systems in this order:

(a) the Global Industry Classification Standard (GICS) 6-digit industry-level code, reflecting the latest version of the classification system available at the reporting date, if the entity uses GICS in any part of the entity to classify its lending or investment activities at the reporting date.

(b) an industry-classification system that the entity or part of the entity uses for reporting climate-related financial information to meet a jurisdictional or exchange requirement, if (a) is not applicable and the entity or any part of the entity is required by a jurisdictional authority or an exchange on which it is listed to use that industry-classification system to classify its lending or investment activities at the reporting date. If the entity is subject to multiple jurisdictional or exchange requirements and uses more than one industry-classification system for such purposes, the entity shall select one classification system to use.

(c) an industry-classification system that the entity or part of the entity uses for financial reporting purposes to meet a jurisdictional or exchange requirement, if (a)-(b) are not applicable and the entity or any part of the entity is required by a jurisdictional authority or an exchange on which it is listed to use that industry-classification system to classify its lending or investment activities at the reporting date. If the entity is subject to multiple jurisdictional or exchange requirements and uses more than one industry-classification system for such purposes, the entity shall select one classification system to use.

(d) an industry-classification system that enables the entity to classify counterparties by industry in a manner that results in information that is useful to users of general purpose financial reports, if (a)-(c) are not applicable.

産業別に分解するにあたり、企業は、以下の順序で、次の産業分類システムのうちの１つを用いて相手方を分類しなければならない。

(a) 報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した「世界産業分類基準」（GICS）の６桁の産業レベルのコード（企業が、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために企業のいずれかの部分においてGICSを用いている場合）

(b) 企業の全部又は一部について法域又は取引所の要求事項を満たすために気候関連財務情報の報告について用いる産業分類システム（(a)が適用されず、企業の全部又は企業のいずれかの部分が、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために当該産業分類システムを用いることを要求されている場合）。企業が複数の法域又は取引所の要求事項の対象となっていて、そのような目的で複数の産業分類システムを用いている場合には、企業は用いる１つの分類システムを選択しなければならない。

(c) 企業の全部又は一部について法域又は取引所の要求事項を満たすために財務報告目的で用いる産業分類システム（(a)から(b)が適用されず、企業の全部又は企業のいずれかの部分が、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、報告日時点で、融資又は投資の活動を分類するために当該産業分類システムを用いることを要求されている場合）。企業が複数の法域又は取引所の要求事項の対象となっていて、そのような目的で複数の産業分類システムを用いている場合には、企業は用いる１つの分類システムを選択しなければならない。

(d) 企業が一般目的財務報告書の利用者にとって有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類できるようにする産業分類システム（(a)から(c)が適用されない場合）

B62C An entity shall disclose the industry-classification system used to disaggregate its financed emissions information. If the entity does not use GICS for this purpose, the entity shall explain the basis for its industry-classification system selection. 企業はファイナンスド・エミッションの情報を分解するために用いている産業分類システムを開示しなければならない。企業がこの目的で GICS を用いていない場合、企業は、産業分類システムの選択の根拠を説明しなければならない。

当委員会からのコメント

6. 当委員会は、ISSB に対し、ISSB の公開草案において示された、ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における GICS の使用に関する要求事項について、主に次のようなコメントを行った[1]。

(1) GICS の使用に関する要求事項を適用する際の課題に対処する ISSB の取組みを支持する。一方で、可能な限り GICS の使用を優先するように設計されているヒエラルキー案には納得していない。

(2) グループ内の一部において、GICS 又は法域若しくは取引所の要求事項を満たす産業分類システムが使用されていたことのみをもって、報告企業のサステナビリティ関連財務情報に当該産業分類システムを適用することは、必ずしも関連性のある情報をもたらす結果とならない可能性がある。産業分類システムは、報告企業（すなわち、連結グループ）の観点からの情報の関連性に基づいて選択されるべきである。

(3) これらの懸念を考慮し、サステナビリティ関連財務開示の利用者にとって有用な情報をもたらす方法で分類することを可能にする産業分類システムを選択することを企業に要求することを提案する。前提として、企業はよく知られている産業分類システムの 1 つを選択することになり、企業が独自に産業分類システムを開発するわけではなく、状況によっては GICS が選択される可能性があることを想定している。

(4) また、サステナビリティ関連財務開示の利用者にとって有用な情報をもたらす方法で分類することを可能にする産業分類システムを選択した根拠に関する説明を開示することを企業に要求することを提案する。

(5) さらに、サステナビリティ関連財務開示の利用者にとって有用な情報をもたらす方法で分類することを可能にする産業分類システムを選択する場合、産業別のファイ

[1] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250623_01.pdf

ナンスド・エミッションの開示の粒度にばらつきが生じる可能性があるため、企業が開示する産業カテゴリーの最低限の数を設定することを提案する。

ISSB の再審議の状況

7. 2025 年 9 月の ISSB ボード会議において、各論点についての ISSB スタッフによる ISSB の公開草案に対するフィードバックの分析及び当該分析に基づく ISSB スタッフの提案が説明され、審議及び暫定決定が行われた。

8. 利害関係者からのフィードバックの概要は次のとおりである。

(1) ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するにあたり、常に GICS を使用しなければならないとする要求事項が削除されたことについて、支持するとの意見が聞かれた。また、産業分類システムのヒエラルキーにより GICS の使用を引き続き要求することについては、GICS は気候関連財務情報を報告する目的で開発されたものではないため、有用な情報をもたらさない可能性があるとの意見が聞かれた。

(2) 主要な利用者にとって有用な情報をもたらすような産業分類システムを選択する点については、当該方法をヒエラルキーに含めることを支持するとの意見、ヒエラルキーの他の要求事項よりも優先されるべきとの意見や、唯一の要求事項とすべきであるとの意見が聞かれた。

(3) 投資者からは、情報の比較可能性は重要であり、標準化された分類システムの使用による情報の比較可能性は、分析効率などの観点から望ましいものの、標準化された産業分類システムでなくても、情報は依然として有用である可能性があるとの意見が聞かれた。

(4) 商業銀行及び保険に関連する活動の両方を行う企業が、それぞれの活動ごとにファイナンスド・エミッションの情報を提供するにあたり、企業全体で単一の産業分類システムを使用する必要があるかどうかについては疑問が残るとの意見が聞かれた。

(5) 企業が用いている産業分類システム、及び GICS を用いていない場合はその産業分類システムを選択した理由を開示するという要求事項については、当該開示要求により情報の透明性及び比較可能性が高まると考えられることから、支持するとの意見が聞かれた。

9. 前項のフィードバックに対する ISSB スタッフの分析及び提案を踏まえ、2025 年 9 月の ISSB ボード会議において、次の事項が暫定的に決定された[2]。

(1) 公開草案に示されている産業分類システムのヒエラルキーを、より規範的でないアプローチに置き換えることを条件として、ファイナンスド・エミッションを産業別に分類するために、GICS を用いるという要求事項を修正する。このアプローチにおいて、公開草案の B62B 項(d)及び B63B 項(d)に示された提案の側面を基礎とした。このアプローチは、商業銀行又は保険の活動に参加する企業に次のことを要求する。

① 気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で、相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを選択すること

② 他のすべての条件が同じであれば、企業間の情報の比較可能性を支援する、一般的に用いられている産業分類システムを選択することを優先すること

(2) 商業銀行及び保険に関連する活動を行う企業が、ファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するにあたり、商業銀行及び保険の活動の相手方を分類するために同じ産業分類システムを用いることを要求されないことを明確化することを条件として、企業が単一の産業分類システムを選択し、用いることを要求する。

(3) 用いられる産業分類システムに関する情報の開示について、企業に次のことを開示することを要求する。

① 企業のファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するために用いた産業分類システム

② 企業が産業分類システムを選択した理由、及びそのシステムを用いることにより、気候関連の移行リスクへのエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で、どのように企業が相手方を産業別に分類することができるか

10. 2025 年 9 月の ISSB ボード会議において、ISSB ボードメンバーから次の意見が聞かれた。

[2] ISSB Update 2025 年 9 月（https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2025/issb-update-september-2025/）の事務局による仮訳。

(1) あるボードメンバーから、「他のすべての条件が同じであれば」という表現を用いているが、「他のすべての条件が同じ」とは、具体的にどのような状況を意味しているのか理解することが困難であるという意見が聞かれた。これに対し、当該表現は IFRS S2 号で既に用いられているものであり、情報の有用性と比較可能性とのバランスを考慮するという意図があるとの ISSB 副議長からの回答があった。

(2) 別のボードメンバーから、産業分類システムは、より比較可能性が担保されるような国際的な産業分類システムを用いることが望ましいという意見が聞かれた。

Ⅳ. 事務局による検討

事務局による検討方針

11. 当委員会は、SSBJ 基準の開発に当たり、基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするために、次の基本的な方針を定めている（サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）BC16 項参照）。このため、ISSB による IFRS S2 号の修正に対応する気候基準の改正を検討するにあたっては、当該方針に基づき、次のとおり検討を進めることが考えられる。

(1) 原則として IFRS S2 号の修正案の内容をすべて取り入れることとする。

(2) ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢：
相応の理由が認められる場合には、IFRS S2 号の要求事項に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、IFRS S2 号の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることを検討する。

(3) ISSB 基準に含まれない追加的な定め：
IFRS S2 号と異なる定めを置くことにはならないものの、ISSB 基準にない定めであっても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、SSBJ 基準の要求事項に追加した定めを置くことを検討する。

対応する気候基準の定め

12. 当委員会は、2025 年 3 月に最初の SSBJ 基準を公表した後に、「SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧」[3]及び「SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表」[4]を公表している。

13. 「SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表」に基づき識別した、ISSB の公開草案における本論点に関する提案の対象となる項番に対応する SSBJ 基準の項番は、次のとおりである。

IFRS S2 号	気候基準
B62 項	C5 項
B63 項	C6 項

14. また、「SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧」にも記載されているとおり、次の事項に関して、気候基準には、ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢がある。

    (1) 報告期間の末日において入手可能な、最新の GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報は、当面の間、開示しないことができる。この取扱いを適用する場合、その旨を開示しなければならない。(気候基準 C7 項)

15. 本論点に関して、現行の SSBJ 基準には、ISSB 基準に含まれない追加的な定めは設けられていない。

16. 対応する現行の気候基準の定めについては、別紙 1 のとおりである。

事務局による対応案

(ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における GICS の使用)

17. 次の理由から、ISSB の公開草案で提案されている IFRS S2 号 B62 項及び B63 項の修正、B62A 項から B62C 項及び B63A 項から B63C 項の追加、並びに 2025 年 9 月の ISSB ボード会議における暫定決定の内容と整合的に、ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために、GICS を用いるとの要求事項に代えて、気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で産業別に分類することができる産業分類システムを用いるとの要求事

[3] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/ssbj_20250331_01.pdf
[4] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/ssbj_20250331_02.pdf

項に修正することが考えられるがどうか。

(1) GICS の使用に関する要求事項を適用する際の課題に対処する ISSB の取組みについては、我が国の利害関係者から支持する意見が聞かれており、当委員会より当該意見を踏まえたコメントを提出していた。

(2) ISSB の暫定決定では、GICS の使用を優先するヒエラルキーの案が削除され、有用な情報を提供できる産業分類システムを選択することとされている。この点は、当委員会がコメントした懸念への対応がなされたものと考えられる。

(3) ISSB の暫定決定では、一般的に用いられている産業分類の例や産業カテゴリーの最低限の数等、情報の比較可能性を確保するための追加的なガイダンスを提供する可能性については言及されていない。この点、我が国の利害関係者の意見が完全に反映されたものとはなっていないものの、SSBJ 基準独自のガイダンスを気候基準の結論の背景に含めるだけの相応の理由は認められないと考えられる。

18. 前項のとおりに気候基準を改正する場合、GICS を用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報は、当面の間、開示しないことができるとする取扱い（気候基準 C7 項及び C8 項）は、削除することが考えられる。

（用いられる産業分類システムに関する開示要求）

19. 用いられる産業分類システムに関する開示を要求するとする ISSB の暫定決定の内容は、SSBJ のコメント内容と概ね整合的であることから、ISSB の暫定決定の内容と整合的に、ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために用いた産業分類システムの説明及び選択した理由などの開示要求を追加することが考えられるがどうか。

（ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢を含めるか）

20. 前項までに述べたとおり、本論点については、IFRS S2 号の修正案と整合的に気候基準を改正することが考えられるため、SSBJ 基準独自の取扱いの追加は不要と考えられるがどうか。

（ISSB 基準に含まれない追加的な定めを含めるか）

21. 前項と同様に、本論点については、IFRS S2 号の修正案と整合的に気候基準を改正することが考えられるため、ISSB 基準に含まれない定めを追加する必要はないと考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
① ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における GICS の使用に関する提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 (i) GICS を用いるとの要求事項に代えて、気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で産業別に分類することができる産業分類システムを用いるとの要求事項に修正する。 (ii) ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために用いた産業分類システムの説明及び選択した理由などの開示要求を追加する。 (iii) GICS を用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報は、当面の間、開示しないことができるとする取扱いは削除する。 ② ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢は設けないとする提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 ③ ISSB 基準に含まれない追加的な定めは設けないとする提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上

別紙１　気候基準からの抜粋

別紙Ｃ：ファイナンスド・エミッション

Ⅲ．商業銀行

C5.　報告企業が商業銀行に関する活動を行う場合、次のようにしなければならない。

(1)　ファイナンスド・エミッションの絶対総量について、次のように開示しなければならない。

①　スコープ１温室効果ガス排出量、スコープ２温室効果ガス排出量及びスコープ３温室効果ガス排出量に分解する。

②　報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」（以下「GICS」という。）の６桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

③　資産クラス別に分解する。この場合、次の資産クラスを含めなければならない。

ア．　融資

イ．　プロジェクト・ファイナンス

ウ．　債券

エ．　株式投資

オ．　未実行のローン・コミットメント

④　③アからオに掲げる資産クラス以外の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを算定し、これを開示する場合、当該追加の資産クラスを含めることが主要な利用者の意思決定に関連性がある情報を提供することとなる理由について説明する。

(2)　グロス・エクスポージャーについて、次のように開示しなければならない。この際、グロス・エクスポージャーは、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準にかかわらず、貸借対照表価額（該当ある場合、貸倒引当金を控除する前の金額）を開示しなければならない。

①　報告期間の末日において入手可能な、最新のGICSの６桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

②　次の資産クラスに分解する。

ア．　融資

イ．　プロジェクト・ファイナンス

ウ．　債券

エ．　株式投資

オ.　未実行のローン・コミットメント

③　未実行のローン・コミットメントに関するグロス・エクスポージャーは、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示する。

(3)　グロス・エクスポージャーについて、次の事項を開示しなければならない。この際、グロス・エクスポージャーの貸借対照表価額に、リスクを軽減するための取組みの影響が反映されている場合は、それらの影響を含めてはならない。

①　グロス・エクスポージャーの総額に対する、ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーの割合

②　①の割合が100%未満の場合、ファイナンスド・エミッションに関連する資産にグロス・エクスポージャーの一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類を含む。）

③　ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーのうち、未実行のローン・コミットメントの割合

(4)　ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法（グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）を開示しなければならない。

Ⅳ. 保険

C6.　報告企業が保険に関する活動を行う場合、次のようにしなければならない。

(1)　ファイナンスド・エミッションの絶対総量について、次のように開示しなければならない。

①　スコープ 1 温室効果ガス排出量、スコープ 2 温室効果ガス排出量及びスコープ 3 温室効果ガス排出量に分解する。

②　報告期間の末日において入手可能な、最新の GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

③　資産クラス別に分解する。この場合、次の資産クラスを含めなければならない。

ア.　融資

イ.　債券

ウ.　株式投資

エ.　未実行のローン・コミットメント

④　③アからエに掲げる資産クラス以外の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを算定し、これを開示する場合、当該追加の資産クラスを含めることが主要な利用者の意思決定に関連性がある情報を提供することとな

る理由について説明する。

(2) グロス・エクスポージャーについて、次のように開示しなければならない。この際、グロス・エクスポージャーは、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準にかかわらず、貸借対照表価額（該当ある場合、貸倒引当金を控除する前の金額）を開示しなければならない。

① 報告期間の末日において入手可能な、最新の GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

② 次の資産クラスに分解する。

ア. 融資

イ. 債券

ウ. 株式投資

エ. 未実行のローン・コミットメント

③ 未実行のローン・コミットメントに関するグロス・エクスポージャーは、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示する。

(3) グロス・エクスポージャーについて、次の事項を開示しなければならない。

① グロス・エクスポージャーの総額に対する、ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーの割合

② ①の割合が100%未満の場合、ファイナンスド・エミッションに関連する資産にグロス・エクスポージャーの一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類を含む。）

③ ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーのうち、未実行のローン・コミットメントの割合

(4) ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法（グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）を開示しなければならない。

V. 当面の取扱い

C7. 報告期間の末日において入手可能な、最新の GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャー（C5 項(1)②及び(2)①並びに C6 項(1)②及び(2)①参照）に関する情報は、当面の間、開示しないことができる。この取扱いを適用する場合、その旨を開示しなければならない。

C8. C7 項の取扱いを適用した場合、その後の報告期間において比較情報として情報を表示するにあたり、C7 項の取扱いを引き続き適用することができる。この取扱いを適用

する場合、その旨を開示しなければならない。

以　上